

交付要件チェック表

【住宅取得型】

- 平成26年4月1日以降に住宅及び土地を取得している
- 住宅及び土地の取得方法が贈与又は相続ではない
- 「住宅取得の日」と「市の住民基本台帳に記載された日」との間に1年以上の期間がない
- 対象住宅に課される固定資産税の納税義務者である
- 対象住宅の1/2以上の所有権を登記事項証明書で確認できる
- 「市の住民基本台帳に記載された日」又は「住宅取得の日」のうち、いずれか遅い日から1年以内の申請である
- (平成27年9月30日までに転入された方の場合)
「住宅取得の日」又は「市の住民基本台帳に記載された日」のうち、いずれか遅い日に満49歳以下である

【移住促進型】

- 転入後、直ちにその居住する賃貸住宅に住所を定めていること。
- 世帯員のいずれかが契約する「賃貸住宅」である
- 居住する賃貸住宅の貸主が二親等以内の親族ではない
- 所属企業の業務命令に基づく「転勤等」による転入でない
- 「市の住民基本台帳に記載された日」から1年以内の申請である

共通要件

- 「由利本荘市移住まるごとネットワーク」に登録している
- 由利本荘市に住所を定めたことのない世帯員がいる
- 2人以上で構成する世帯全員が「市の住民基本台帳に記載された日」から起算して過去3年間以上、秋田県外に住所を有していた
※義務教育課程以下の世帯員はこの限りでない。
- 世帯全員が定住（5年以上居住）するために転入している
- 世帯全員に市税等の滞納がない
- 町内会・自治会等へ加入している
- 広報等の取材及び家計調査に協力する
- 奨励金の交付申請時において定住している
- 過去にこの要綱による奨励金の交付を受けていない
- 次の者に該当しない
 - ・暴力団員
 - ・生活保護費受給者
 - ・市の住民基本台帳に記載されていない者で既に市内に居住している者
 - ・平成29年4月1日以降「職務経験者【移住定住】」として由利本荘市職員に採用された者